

令和3年10月定例会議事録

令和3年
第10回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和3年10月8日(金)午後7時30分～午後7時55分

2. 開催場所 羽島市役所本庁舎4階 第1会議室

3. 出席農業委員(16名)

1番	西川	ひとみ	2番	田中	敏信	3番	伊藤	克巳
4番	石原	晃	5番	大井	幸男	6番	花村	直良
7番	森川	朝子	8番	加藤	芳正	9番	時田	昌子
10番	山田	倉造	11番	浅野	喜代子	12番	服部	春彦
13番	佐藤	文恵	14番	宮田	圭	15番	大曾根	佳明
16番	岩田	悟						

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第4 議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

第5 報告第28号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第6 報告第29号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第7 報告第30号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

理事(兼)産業振興部長 永田 久男 農政課長 安田 裕治

事務局長 柴田 泰宏 局長補佐 横山 健司 農地係長 片山 真理子

7. 会議の概要

- 事務局長 「本日の出席委員は16名全員で、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。
それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を岩田会長にお願いいたします。」

- 議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第10回羽島市農業委員会の開会を宣言する。
-

第1 議事録署名者の指名について

- 議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、2番委員及び3番委員を指名する。
-

第2 議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- 議長 『議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を上程し、事務局に説明を求める。

「それでは、事務局に説明を求めます。」

- 局長補佐 「番号26番は農地の売買であり、申請地は、面積991㎡の1筆、農業振興地域内農用地区域内の農地です。

譲受人は、経営面積が93.9アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約700mの範囲内にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

続いて、番号27番は農地の贈与であり、申請地は、面積1,236㎡の1筆、農業振興地域内農用地区域内の農地です。

譲受人は、経営面積が71.5アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約

340mの場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

続いて、番号28番は農地の売買であり、申請地は、面積は1,474㎡の1筆、農業振興地域内農用地区域外の農地です。

譲受人は、経営面積が141.8アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約4kmの場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

続いて、番号29番は農地の売買であり、申請地は、合計面積1,986㎡の2筆、農業振興地域内農用地区域内の農地です。

譲受人は、経営面積が755.78アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約2.1km、車で約45分の場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

なお、この2筆につきましては、農地の管理が適正になされておらず、雑草も繁茂しているような状態ですが、買主の方が費用を全て出して農地に復元する旨の誓約書も申請書と一緒に提出されております。

以上4件につきまして、ご審議をお願いします。」

○議 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第35号について、許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成が多数ですので、議案第35号について、許可決定いたします。」

第3 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 『議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を上程し、事務局に説明を求める。

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号33番について、転用事業者は父親が所有する申請地を借りて分家住宅を建築したいとの申請です。申請地は農振農用地区域でしたが、今年5月に除外の手続きが済んでいます。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法施行規則第33条第4号、『周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に隣接して設置されるもの』の規定を準用して許可相当となるものです。

申請地の東側・南側は道路、西側は畑、北側は田となっており周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号34番について、転用事業者は申請地を歯科医院駐車場として使用したいとの申請です。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法第5条第2項第2号、『申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側は宅地、東側は水路、南側は道路、西側は雑種地となっており、周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号35番について、転用事業者は申請地を自動車販売修理業自動車置場として使用したいとの申請です。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法第5条第2項第2号、『申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側は道路、東側は水路、南側は畑、西側は田となっており、南の宅地と一体的に利用する予定をしています。周囲にはコンクリートブロックを設け周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号36番について、転用事業者は申請地を、一般個人住宅の駐車場として使用したいとの申請です。

申請地は、水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつおおむね500m以内に2以上の教育施設があるため原則転用可能な第3種農地に分類されます。

申請地の北側は道路、東側・南側は畑、西側は転用事業者の宅地となっており周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号37番について転用事業者は妻が所有する申請地を借りて、農家住宅の敷地として利用したいとの申請です。

申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地のため第1種農地となり原則許可できない農地となりますが、農地法施行規則第33条第4号、『周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に隣接して設置されるもの』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側・南側は宅地、西側は水路、東側は居住する宅地となっております。申請地はすでに宅地の一部となっているため追認での許可となりますが、周囲の営農には支障のない状態となっています。

以上5件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 「番号37番についてですが、図面では細長く面積も小さい土地ですが、本当に必要なのですか。」

○農地係長 「もともと宅地の一部として使用されており、その細長い部分だけが農地転用の許可を得ておりませんでしたので、今回、追認という形で許可申請があったものです。」

○議長 「他にご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第36号について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第36号については、許可相当として意見を決定いたします。」

第4 議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長 『議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について』の内、番号460番を上程するが、議席番号○○番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(○○番委員、退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号460番については、○○○○さんが、588㎡について利用権設定をするものです。
以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第37号の内、番号460番について、異議がないものとして意見を決定すること賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成が多数ですので、議案第37号の内、番号460番については、異議がないものとして意見を決定致します。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員、入室)

続いて、議案第37号の内、番号461番から463番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員、退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号461番から463番については、〇〇〇〇さんが、合計面積9,971㎡について利用権設定をするものです。
以上3件についてご審議をお願いします。」

○議 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第37号の内、番号461番から463番について、異議がないものとして意見を決定すること賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成が多数ですので、議案第37号の内、番号461番から463番については、異議がないものとして意見を決定致します。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員、入室)

- 第 5 報告第 28 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出報告について
- 第 6 報告第 29 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出報告について
- 第 7 報告第 30 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告について

○議 長 『報告第 28 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出報告について』、『報告第 29 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出報告について』、『報告第 30 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告について』を一括上程し、事務局に報告を求める。

○局長補佐 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議時間の短縮を図るため、説明は省略させていただきたい旨述べる。

○議 長 本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。